

令和 9 年県の施策に関する県民意識調査（補足調査）業務仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「令和 9 年県の施策に関する県民意識調査（補足調査）業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 9 年県の施策に関する県民意識調査（補足調査）業務

2 業務内容

令和 9 年県の施策に関する県民意識調査（補足調査）の実施

(1) 調査目的

県民の幸福に着目して策定した「いわて県民計画（2019～2028）」を着実に推進していくため、「県の施策に関する県民意識調査」で把握した主観的幸福感や幸福に関連する分野別実感の変動要因を把握し、政策評価に反映していくことを目的として、令和 8 年調査に引き続き協力可能な県民（以下「調査対象者」という。）に対して補足調査を実施するもの。

ア 調査対象者

岩手県内に居住する 18 歳以上の男女

イ 調査対象者の人数

約 600 人

ウ 調査対象者の選定方法

県が選定

エ 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送法）

オ 調査時期（予定）

令和 9 年 1 月～同年 2 月

(2) 業務概要

ア 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

（共通事項）

- ・ 原稿（文面、レイアウト）は岩手県が作成する。
- ・ 印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。
- ・ その他必要な事項について別途指示する場合があること。

(7) 調査票（約 605 部（予備を含む））

A 4 判、両面 1 色刷り（黒）、計 26 ページ程度（無線綴じとする。なお、ページ数が 4 の倍数の場合には、中綴じも可とする。）表紙に調査対象者に対応した番号を記入する。

(イ) パンフレット（約 605 枚（予備を含む））

A 4 判、両面 3 色カラー刷り（2 ページ）

(ウ) 往信用封筒（約 605 枚（予備を含む））

角 2 型茶封筒、文字等 1 色刷り（黒）

(エ) 返信用封筒（約 605 枚（予備を含む））

角 2 型茶封筒（郵便番号記入欄あり、ワンタッチ封筒）

料金受取人払の申請については岩手県が行う。

(オ) 催促状（約 150 件）

郵便はがき（郵便番号記入欄あり（朱色））、両面 1 色刷り（黒）

イ 調査票の発送（約 605 件（予備を含む））

アで印刷した調査票等を調査対象者に発送する。

なお、調査対象者の名簿（住所・氏名）は、岩手県で作成の上受託者に提供する。

また、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用（宛名書きを含む。）は委託費に含む。

（調査対象者が調査票を紛失等した際の再送費用を含む。なお、調査票等の残部は、調査終了後に岩手県に提出する。費用負担は、調査対象者への送付と同様とする。）

ウ 調査票回収

返信は料金受取人払（返信先は岩手県政策企画部政策企画課あて）とし、これに要する費用（郵送料）は委託費に含まない。

なお、返信用郵便の郵送料は 180 円以下を想定しているので、調査票と返信用封筒の合計は 100 g 以内（料金 180 円の規格内）となるようにすること。

また、回収した調査票の岩手県と受託者の間の送付に要する費用は委託費に含む。

エ 催促状はがきの発送（約 150 件）

調査票回収期限までに、調査票の返信がなかった調査対象者に対して 1 回又は 2 回の催促状を発送する。このとき、発送の費用は委託費に含む。

(7) 調査対象者の管理について

調査対象者は、受託者が返信用封筒裏側に記入した番号及び岩手県が返信された調査票に記入する番号で管理する。

(4) 催促状対象者名簿の作成について

受託者は、催促状対象者名簿を作成し、岩手県の確認を受けるものとする。

オ 回答内容の入力

受託者は、設問番号ごとの回答内容等について、岩手県が別に定めるフォーマット（Microsoft Excel で使用可能なファイル形式であること。）に従って入力するものとする。

カ 統計表の作成

回答内容に従って単純集計、クロス集計（広域振興圏別、男女別、年齢別、所得別、職業別、子の数別、世帯別、居住形態別、居住年数別）を行い、岩手県が別に定めるフォーマット（Microsoft Excel で使用可能なファイル形式であること。）に従って統計表を作成する。

3 スケジュール

調査票、パンフレット及び封筒の印刷	令和 8 年 12 月
調査票等の発送	令和 9 年 1 月初旬
催促状はがきの印刷・発送	令和 9 年 1 月中旬～ 2 月
回答内容入力、統計表作成	令和 9 年 2 ～ 3 月
業務の成果品等の納品	令和 9 年 3 月 15 日
業務の完了期限	令和 9 年 3 月 26 日

4 業務の成果品等

業務の成果品等として、次の物品を提出する。電子データファイルの提出については、CD-R 等の媒体によること。

なお、成果品及び提出物についてはすべて岩手県の所有物とし、公表してはならない。

(1) 回答内容等電子データファイル

ア 2-(2)-オの、回答内容を入力したファイル

イ 2-(2)-カの、統計表ファイル及び統計表作成元データ

(2) その他の提出品

ア 調査票

イ その他個人情報に係る電子データファイル、帳票等

5 その他

- (1) 受託者は、この仕様書による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないが、同特記事項に違反した場合には、損害賠償請求等の措置を採る場合があり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に違反した場合には、同法の規定に基づき処罰される場合がある。
- (2) 受託者は、岩手県が作成する設問内容、調査票設計（表記・レイアウト）等について、専門的見地から助言を行うものとする。
- (3) 岩手県は、受託者に対して必要に応じ調査状況等について報告を求めることができるものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項及び仕様書により難い事情が生じた時には、岩手県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。
- (5) 過去の調査における調査票有効回収率は次のとおり。
 - ① 令和 2 年調査実績 96.8%
 - ② 令和 3 年調査実績 95.5%
 - ③ 令和 4 年調査実績 92.8%
 - ④ 令和 5 年調査実績 92.1%
 - ⑤ 令和 6 年調査実績 97.2%
 - ⑥ 令和 7 年調査実績 95.5%
 - ⑦ 令和 8 年調査実績 95.9%
- (6) 令和 9 年調査の調査票は参考資料のとおり。なお、調査票は現時点のものであり、今後の検討により、設問等が変更となりページ数が増減する場合がある。